

べてまとめて扱っている。実際に 105 歳以上で生存している個人の数はそれほど多くないものの、シミュレーションにおいては 105 歳以上の生存確率をゼロとおいている、すなわちすべての個人は 105 歳以上まで生存することができないと想定しているため、時期によってはこの部分での乖離が目立つことになる。

これらのグラフからは、2つの点が明らかである。第一に、今後の日本においては、総人口の規模自体、急速に縮小していく。寿命の進展はあるものの、少子化の影響は強く、既に始まっている人口の減少はさらに加速することになる。第二に、想定されうる出生率や死亡率をもとにすると、少子高齢化のさらなる進展は避けられない。死亡率の低下により高齢者層の減少スピードが緩やかになる一方で、出生率の低下が経済に参入する主体を減少させていく。

これらの人口の変化の結果として、主に若年層が高齢者層を支える仕組みになる社会保障制度などは、大変な困難に直面することが予想される。特に近年、団塊の世代と呼ばれる出生数が非常に多い時期に生まれた個人が繽々と引退を始めており、この世代が社会保障の負担の側から給付を受ける側に回ることにより、社会保障財政はこれまでより一層厳しい状況に追い込まれることになる。このような状況の中、たとえば公的年金制度であれば、マクロ経済スライドといった仕組みにより、年金受給額の減額を図ることとされているが、この仕組みはすべての受給者に対して一律に適用されるため、年金額が低い個人にとっては大変厳しいものとなっている。したがって、稻垣(2010b)に見られるように、高齢者の所得分布などを考慮した上での政策決定が不可欠となる。このような分布を考慮する意味でも、今回のモデルをさらに発展させ、世帯や所得、あるいは資産の情報を付与したマイクロシミュレーションモデルを構築することが今後の課題となる。

5.まとめと今後の課題

本稿においては、Liam2 を用いて日本の人口推計をトレースした。シミュレーションにより得られた結果を簡単にまとめると次のようになる。

今後日本では少子高齢化がますます進み、人口が次第に減少していく。特に高齢期における死亡率の改善により、人口ピラミッドはかなりいびつな形になることが避けられない。したがって、基本的に若年層が高齢者層を支える構造になっている社会保障制度を維持するためには、制度の改革は不可欠である。しかし一方で、個人のライフスタイルなども多様化していることから、今後の改革案について評価を行うにあたっては、個人の属性を反映することのできるマイクロシミュレーションモデルを用いることが非常に重要である。したがって、今後は本稿のモデルを出発点として、世帯構造、あるいは個人の所得の状況や健康状態などを付与し、政策の効果について評価することのできるモデルを構築することが不可欠である。もちろん従来の人口推計もベースラインとして重要な意味をもつが、それと同時に、年齢や性の情報だけでは政策評価には限界があるため、それを補完する位置づけになることが必要であろう。

また人口だけでなく、世帯数や世帯構造についても同時に推計できるということが、マイクロシミュレーションの手法を用いることのメリットである。繰り返しになるが、日本においては、人口推計が発表されてから世帯推計が発表されるまでにしばらく時間がかかる

っている。もちろん本稿のモデルでは扱っていない要素も存在するため、人口推計あるいは世帯推計を全面的にマイクロシミュレーションによって置き換えることは容易ではないと考えられる。しかし一方で、人口あるいは世帯数を出発点にして、さらに発展的な分析を行うのであれば、さまざまな要素についてコントロールすることが可能であり、また人口と世帯構造を同時に推計できるマイクロシミュレーションの手法は非常に有用なものであると考えられる。また日本に見られるように高齢化が著しく進展した場合には、高齢者の単身世帯、あるいは高齢者のみの世帯も激増することが予想される。これらの世帯では私的世代間の助け合いを行うことは非常に難しいと考えられることから、社会保障制度の役割はますます大きくなることが予想される。しかし一方で、既に指摘しているとおり、少子高齢化により社会保障制度の財政面がますます厳しくなる。したがって、効率的な社会保障制度の構築は非常に大きな課題であり、早急に取り組むことが必要となっている。その改革に向けては、年齢や性だけでは把握しきれない、高齢者のさまざまな情報が必要となることからも、マイクロシミュレーションモデルによりシミュレーションが重要となるであろう。

最後に今後の課題である。今回はプロトタイプモデルということで、人口推計の再現を行ったが、これは出発点にすぎず、さらにモデルを拡張していく必要がある。たとえば Liam2 のサンプルプログラムでは、教育などの要素を取り入れている。また Liam2 ではないが、INAHSIM を用いた稻垣(2010)などでは高齢者世帯に焦点を当て、さまざまな特徴をもつ高齢者を想定しながら、社会保障制度のあるべき姿についての分析を行っている。前述の通り、日本における少子高齢化の急速な進展は、社会保障制度の持続可能性をも不安視させるものとなっており、改革は不可欠である。しかし改革の方法によっては制度への信頼性を失わせる結果にもつながりかねないため、改革の方向性については慎重に検討する必要がある。マイクロシミュレーションモデルを用いることにより、さまざまな個人、あるいは世帯の状況を考慮した政策の立案は今後非常に重要なと考えられる。

補論 世帯推計へ向けての準備

世帯推計にあたっては、世帯を特徴づけるいくつかの要素を取り入れることが必要である。具体的には結婚、離婚、離家があるが、現時点では情報が十分にないため、得られる情報をもとに、実験的に結婚と離婚のみを扱っている。

(a) 結婚

結婚については、18 歳以上 90 歳以下の、当該時点において配偶者の存在しない個人について発生すると想定する。日本においては、男性は 18 歳、女性は 16 歳から結婚が可能となるが、本稿のシミュレーションでは、結婚は男女ともに 18 歳以上でしか発生しないと想定している。結婚の発生確率については、『人口動態調査』の「結婚生活に入ったときの年齢別にみた夫妻の初婚－再婚別件数」をもとに、当該年齢階層の人口に占める結婚した個人の割合を計算している。なお、『人口動態調査』においては、当該個人が初婚であるか再婚であるかという情報は得られるものの、再婚した個人について、離別ののちの再婚であ

るか、あるいは死別ののちの再婚であるかについての情報が得られない。したがって本稿では便宜的に、再婚については離別ののちの再婚しかないと想定している。

(b) 離婚

離婚については、当然のことながら、当該時点において有配偶の者にのみ発生する。データは『人口動態調査』の「同居をやめたときの年齢別にみた年次別離婚件数」をもとに計算を行っている。

(2) 各個人の属性

次に各個人の属性について説明する。各個人には、(1)個人の識別番号、(2)年齢、(3)性、(4)婚姻の状態、(5)母親の識別番号、(6)配偶者の識別番号、(7)世帯の識別番号が付与されている。年齢と性については既に説明したとおり人口推計のデータをもとにしているが、さらに婚姻の状態などについても設定を行う。

婚姻の状態については、『国民生活基礎調査』の情報をもとに、10歳階級での婚姻の状態を、「未婚」「有配偶」「死別」「離別」の4種類に分類している。また、2010年時点において、家族類型が不詳であるケースを除けば、日本の世帯総数は51757世帯である。これらについて、夫婦のみの世帯、夫婦と子どものいる世帯、男親と子どものいる世帯、女親と子どものいる世帯、単独世帯、その他の世帯というように分類する。各世帯構造の詳細は表1の通りである⁴。また2011年以降については、婚姻の状態や配偶者の有無などはモデルの中で決定される。

表1 世帯類型 (単位: 1000世帯)

総数	51757
総数	34516
親族のみの世帯	29207
核家族世帯	10244
夫婦のみ	14440
夫婦と子供	664
男親と子供	3859
女親と子供	5309
核家族以外の世帯	456
非親族を含む世帯	16785
単独世帯	

まず、夫婦のみの世帯について、世帯の識別番号として0から10243を付与する。また夫婦と子供により構成される世帯は10244から24683、男親と子供により構成される世帯は24684から25347、女親と子供により構成される世帯は25348から29206の世帯識別番号を付与する。さらに0歳から14歳の子供については、必ずいずれかの世帯に属するものと想定し、10244から27082までの世帯識別番号を付与する。

⁴ 本来は世帯類型が不詳のケースが存在するため、世帯の総数は51842となるが、ここでは世帯類型が不詳のケースは除外している。

また未婚、離別、死別の個人の一部については、単独世帯として 32677 から 49461 までの世帯識別番号を付与する。原則として年齢は 10 歳階級で分割し、データが利用可能であれば一部 5 歳階級で分割をしている。

世帯構造の初期値データに関する制約、あるいは公式の世帯推計との比較が不可能なことなどから、現時点において推計値を提示することは避けるが、日本のデータを用いた Liam2 による世帯推計も、今後発展させていく予定である。

参考文献

青井和夫,岡崎陽一,府川哲夫,花田恭,稻垣誠一,他 (1986),『世帯情報解析モデルによる世帯の将来推計』財団法人寿命学研究会.

稻垣誠一 (2010a) 「日本のマイクロシミュレーションモデル INAHSIM の概要」 『一橋大学機関リポジトリ』

稻垣誠一 (2010b) 「マイクロシミュレーションモデルを用いた公的年金の所得保障機能の分析」 『季刊社会保障研究』 第 46 卷第 1 号

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

分担研究報告書

ドイツにおける社会保障財源の見直し

分担研究者 松本勝明 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授

研究要旨

本研究では、ドイツにおける社会保障財源の見直しの基本的な考え方、必要性及び効果などを把握することを目的としている。このため、文献調査に基づき、ドイツにおける社会保障財源並びにその見直しの必要性と期待される効果について検討し、それとの関連において実施された財源見直しについて考察を行うこととした。

この結果、社会保障財源に関する政策の近年における転換とその背景、社会保障財源の在り方に関する理論的な検討の内容とその政策的な意義などが明らかとなった。

本研究の成果は、高齢化の進展などに伴い増加する費用について負担者の理解と納得を得るために、それぞれの国の社会保障制度の基本的な考え方や特性に応じた財源の在り方を理論的に示す必要性を明らかとともに、そのための方法に関する重要な情報を含んでいる。

A. 研究目的

本研究では、社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する最も重要な課題の一つである社会保障財源の在り方についての検討に資するため、ドイツにおける社会保障財源の見直しの基本的な考え方、必要性及び効果などを把握することを目的としている。

このため、まず、社会保障財政の状況を他の EU 諸国との比較の視点から把握したうえで、ドイツにおける社会保障財源並びにその見直しの必要性及び期待される効果について検討し、それとの関連において実施された財源見直しについて考察を行う。

B. 研究方法

社会保障財源とその見直しなどに関するドイツ政府及び関係委員会などの報告書、統計資料、現地の研究者による関連著書、論文等の文献に基づく調査研究のほか、国内の社会

保障財政に関する研究者との意見交換を行う。

（倫理面への配慮） 該当しない。

C. 研究結果

ドイツにおいても、高齢化の進展などに伴い増加する社会保障の費用をどのように負担していくかが重要な政策課題となっている。このため、社会保障分野における近年の改革では、支出の増加を抑制する対策だけでなく財源の見直しも進められている。

社会保険の財源に関する政策については、近年、税から社会保険料へのシフトを進める方向から、社会保険料から税へのシフトを進める方向へと大きな転換が行われた。その背景には、国際競争が激化するなかで、社会保険料率がこれ以上に上昇することは、賃金付随コストを増加させることによりドイツ企業の国際競争力を弱め、国内の雇用情勢をさらに悪化させることへの強い懸念

がある。

注目されることは、このような動きと並行して、社会保険における財源の在り方を巡る理論的な検討及び議論が研究者や保険者団体等に所属する専門家の間で活発に行われてきたことである。そのなかでは、社会保険の給付等のうち税財源により賄うべきものと社会保険料財源により賄うべきものを区分する考え方が検討され、提示されている。また、こうした考え方に基づき、税財源により負担されるべき社会保険の給付等が特定され、その総額が明らかにされている。

高齢化の進展等に伴い増大する社会保険の支出を賄うためにより多くの費用の負担を求めていくためには、費用を負担する人々の社会保険への信頼を高め、より多くの費用を負担することへの納得を得ることが不可欠である。このためには、社会保険における財源の在り方を理論的に明確にし、それにに基づき現状をあるべき姿に近づけるためにとるべき措置を具体的に示すことが重要である。ドイツではこのような必要性に対応した検討・議論が行われている。

D. 考察及び E. 結論

社会保険制度の基本的な考え方には国による重要な相違点がある。したがって、ドイツにおいて議論されている社会保険の財源区分の考え方がそのままの形で他の国にも適用できるわけではない。

しかしながら、高齢化の進展などに伴い増加する費用について、より多くの負担を求めていくのであれば、負担者の理解と納得を得るために、それぞれの国の制度の基本的考え方や特性に応じた財源の在り方を理論的に示していくことが必要になると考えられる。ドイツにおける試みは、そのための方法として示唆に富んだものである。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1.論文発表

「ドイツにおける社会保障財源の見直し」

『海外社会保障研究』第179号(2012年

6月掲載予定), pp. 4-16.

2.学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得 なし

2.実用新案登録 なし

3.その他 なし

平成 23 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）
「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」
分担研究報告書

ドイツにおける社会保障財源の見直し

松本 勝明

(北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)

はじめに

日本と同様に、ドイツにおいても、高齢化の進展、就労状況や家族構造の変化などに伴い増加する社会保障の費用をどのように負担していくかが重要な政策課題となっている。このため、社会保障分野における近年の改革では、特に年金保険や医療保険などの社会保険に関して、支出の増加を抑制するための対策だけでなく、財源の見直しも進められている。本稿においては、ドイツにおける社会保障財源の見直しについて検討を加えることにより、その基本的な考え方、必要性及び効果などについて考察する。

1. 社会保障財政の状況

社会保障の財源について検討を進める前提として、まず、ドイツにおける社会保障財政の状況を他の EU 加盟国との比較の視点から確認する。欧州連合(European Union (EU))の基本原則と制度的枠組みを定めた EU 条約(Treaty on European Union)¹において、社会保護(Social Protection)を促進することは EU の目的の一つとして位置づけられている(第 3 条第 3 項)。EU において「社会保護」は、その財源が税又は社会保険料によるのか、管理運営が公的又は私的に行われるのかにかかわらず、疾病及び出産、老齢及び障害、労働災害及び職業病、失業などのリスクに対する社会的な保障を行う制度及び社会扶助制度を含む用語として用いられている(Eichenhofer, 2006 : 23)。そこで、以下においては、EU 諸国における社会保護のための支出及び収入をみるとする。

(1)社会保護支出

EU 統計庁(Statistical Office of the European Union (Eurostat))は、加盟国での社会保護に関する給付及びその財政を比較可能なものとするため、社会保護支出統計(European System of integrated Social Protection Statistics(ESSPROS))において、加盟各国の社会保護ための支出及び収入の把握を行っている²。

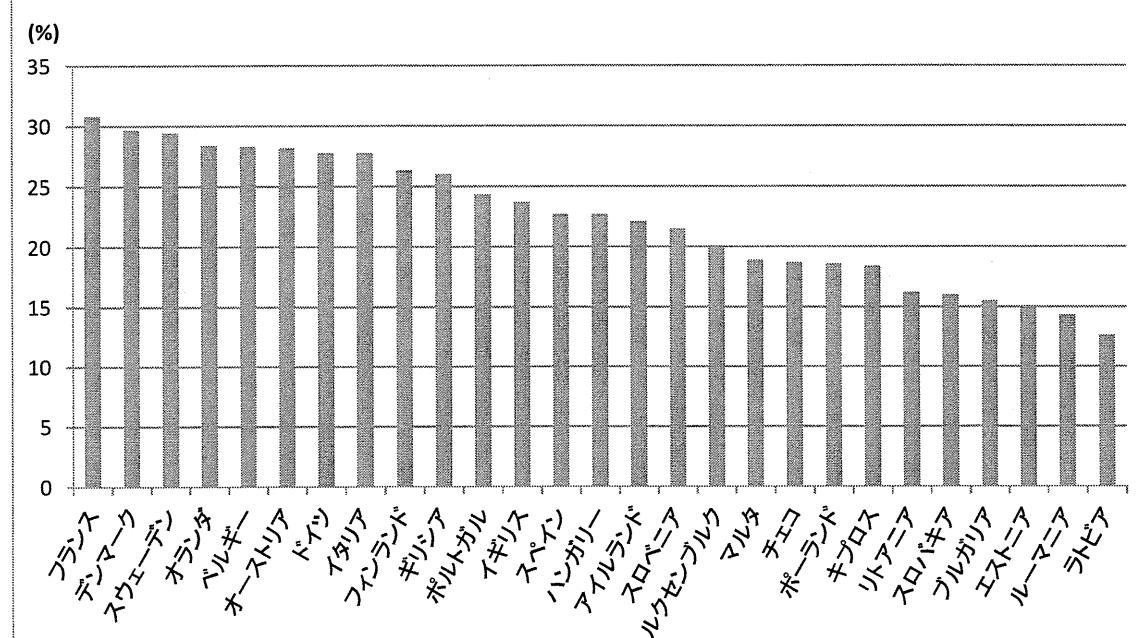
¹ Official Journal of the European Union C 115/9 of 9 May 2008.

² ESSPROSにおいては、異なる国間での比較可能性を確保するため、社会保護の範囲を厳密に定義している。この ESSPROS における定義は、各加盟国の統計において用いられる定義と必ずしも一致しない。例えば、ドイツの社会保障財政に関する統計である「社会予算(Sozialbudget)」では、社会支出の範囲に税の減免措置や事業主による一定の給付が含

ESSPROSによれば、2008年において「社会保護ための支出(expenditure on social protection)」(以下「社会保護支出」という)の国内総生産(GDP)に対する割合はEU加盟国全体で26.4%となっており、社会保護のためにGDPの4分の1以上に相当する支出が行われていることがわかる。

この割合については、30%を超えるあるいは30%に近い国がある一方で、10%台の前半にとどまっている国もあり、加盟国間で大きな格差がみられる(図1)。上位三国は、フランス、デンマーク及びスウェーデンであり、下位を占めているのはバルト三国、ルーマニア、ブルガリア、スロバキアなどとなっている。このように、2004年以降にEUに新規加盟した旧東欧諸国などにおいてこの割合が相対的に低い傾向がみられる。このなかで、ドイツは約28%で上位から7番目に位置づけられている。

(図1)社会保護支出のGDP比(2008年)



出典: Eurostat (online data code : spr exp sum)を基に筆者作成。

2001年以降の推移をみると、EU加盟国全体では、社会保護支出のGDPに対する割合は、2001年には26.6%、2005年には27.1%、2008年には26.4%と比較的安定的に推移している(表1)。しかし、この割合の推移を加盟国ごとに見た場合には異なる姿が現れる。イタリアやアイルランドのようにこの割合が期間を通じて上昇している国もあれば、スロベニアやスロバキアのように期間を通じて低下している国もある。この割合は、ドイツでは今世紀の初めにピークに達した後に低下している。

まれているが、これらはESSPROSの社会保護給付に含まれない(BMAS, 2009: 305)。

(表1)社会保護支出のGDP比の推移

	2001年	2005年	2008年 (%)
EU	26.6	27.1	26.4
ベルギー	27.2	29.6	28.3
ブルガリア	9.7	15.1	15.5
チェコ	19.4	19.2	18.7
デンマーク	29.2	30.2	29.7
ドイツ	29.5	29.7	27.8
エストニア	13.0	12.6	15.1
アイルランド	14.9	18.1	22.1
ギリシア	24.3	24.6	26.0
スペイン	20.0	20.9	22.7
フランス	29.6	31.4	30.8
イタリア	24.9	26.4	27.8
キプロス	14.9	18.4	18.4
ラトビア	14.5	12.7	12.6
リトアニア	14.8	13.3	16.2
ルクセンブルク	20.9	21.7	20.1
ハンガリー	19.2	21.9	22.7
マルタ	17.8	18.5	18.9
オランダ	26.5	27.9	28.4
オーストリア	28.8	28.9	28.2
ポーランド	21.0	19.7	18.6
ポルトガル	21.9	24.6	24.3
ルーマニア	12.8	13.4	14.3
スロベニア	24.5	23.0	21.5
スロバキア	19.0	16.5	16.0
フィンランド	25.0	26.7	26.3
スウェーデン	30.5	31.1	29.4
イギリス	26.8	26.3	23.7

出典：図1と同じ。

(2)社会保護収入

社会保護支出は全ての EU 加盟国において複数の異なる財源により賄われている(表 2)。各加盟国の「社会保護のための収入(social protection receipts)」は、一般政府負担(general government contributions)、社会保険料及びその他の収入から構成されている。さらに、社会保険料には、事業主による保険料のほかに、被用者、自営業者などの被保険者による保険料がある。

(表2)社会保護収入に占める割合

(%)

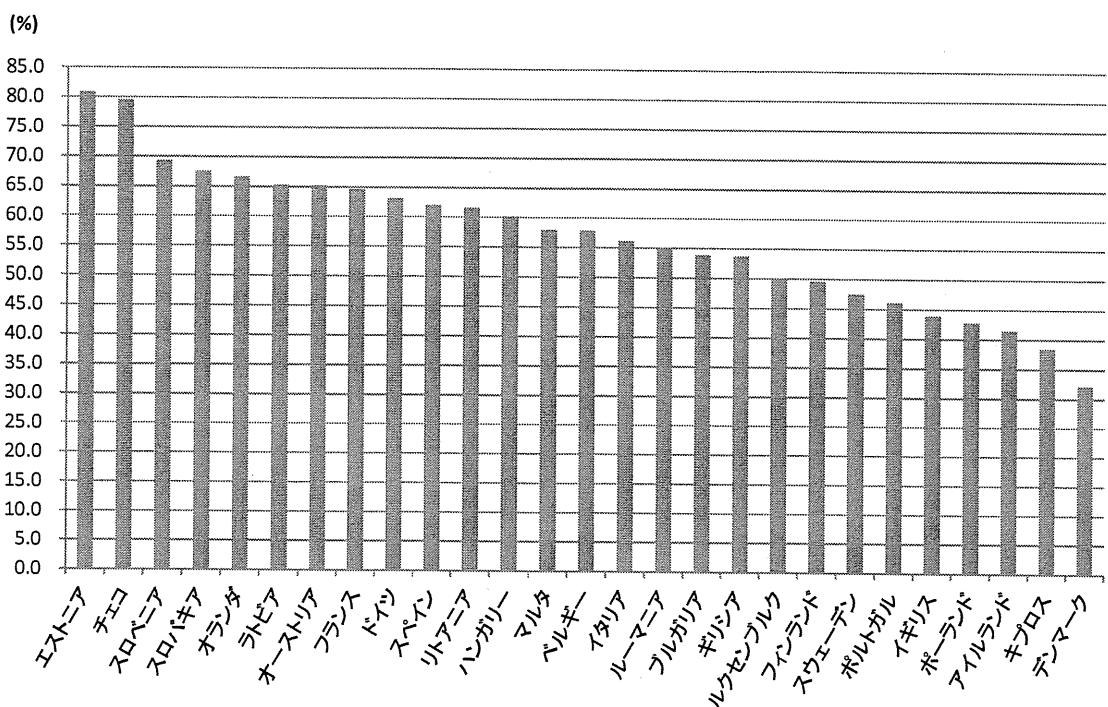
国	一般政府負担		社会保険料				その他			
			計		事業主					
	2001年	2008年	2001年	2008年	2001年	2008年	2001年	2008年		
EU	35.9	38.2	60.4	57.5	38.8	37.1	21.6	20.4	3.6	4.3
ベルギー	25.8	39.8	72.2	57.8	49.7	36.6	22.5	21.2	2.0	2.4
ブルガリア	17.4	44.4	75.9	53.9	58.8	33.9	17.1	20.1	6.7	1.6
チェコ	24.1	19.4	74.6	79.5	50.3	53.1	24.4	26.3	1.3	1.1
デンマーク	62.6	61.8	30.4	32.2	9.3	11.4	21.1	20.8	7.0	6.1
ドイツ	32.4	35.0	65.4	63.1	37.8	34.9	27.6	28.2	2.2	1.9
エストニア	22.7	19.1	77.1	80.8	77.1	79.8	0.0	1.0	0.2	0.1
アイルランド	60.6	54.1	39.0	41.5	24.9	25.8	14.1	15.7	0.4	4.4
ギリシア	27.8	34.6	62.0	53.8	38.5	32.7	23.5	21.1	10.2	11.5
スペイン	29.0	36.2	68.5	62.0	52.3	47.0	16.2	15.0	2.5	1.8
フランス	30.3	32.0	66.0	64.6	45.7	43.8	20.3	20.8	3.7	3.4
イタリア	40.9	42.2	57.3	56.2	42.7	40.2	14.7	16.0	1.8	1.6
キプロス	40.0	47.7	43.5	38.5	26.7	23.5	16.8	15.1	16.5	13.7
ラトビア	35.1	34.5	64.9	65.3	48.7	48.5	16.1	16.8	0.0	0.2
リトアニア	39.1	37.5	59.8	61.6	53.6	55.5	6.2	6.1	1.1	0.8
ルクセンブルク	42.8	46.3	52.2	50.0	27.2	25.9	25.1	24.1	4.9	3.7
ハンガリー	33.1	36.8	58.3	60.2	45.3	38.0	13.0	22.2	8.6	3.0
マルタ	27.0	39.2	70.2	58.0	49.1	40.6	21.1	17.4	2.8	2.9
オランダ	16.1	21.3	68.1	66.6	32.4	32.4	35.6	34.2	15.8	12.2
オーストリア	32.3	33.2	65.9	65.2	38.9	38.0	27.1	27.2	1.8	1.5
ポーランド	33.2	34.6	52.4	42.8	28.6	23.4	23.9	19.4	14.4	22.6
ポルトガル	37.8	44.9	54.4	46.1	36.4	30.8	18.0	15.3	7.8	9.0
ルーマニア	18.7	43.5	74.9	55.0	44.6	38.7	30.4	16.3	6.4	1.5
スロベニア	32.6	28.9	65.9	69.3	26.5	28.1	39.3	41.2	1.5	1.9
スロバキア	32.5	25.8	65.1	67.5	46.6	46.1	18.5	21.5	2.5	6.7
フィンランド	42.5	43.7	50.6	49.6	39.1	38.4	11.5	11.2	6.9	6.7
スウェーデン	45.8	49.6	51.9	47.5	42.7	37.7	9.2	9.8	2.3	2.9
イギリス	48.5	49.4	49.7	43.9	30.2	32.4	19.5	11.4	1.8	6.7

出典: Eurostat (online data code : spr rec sumt)に基づき筆者作成。

2008年の加盟国全体では、「社会保護のための収入」(以下「社会保護収入」という)に占める割合は、社会保険料が57.5%と最も高く、一般政府負担(公費負担)が38.2%、その他が4.3%となっている。社会保険料を事業主により負担される社会保険料と被保険者により負担される社会保険料に分けた場合には、社会保護収入に占める割合はそれぞれ37.1%及び20.4%となっている。

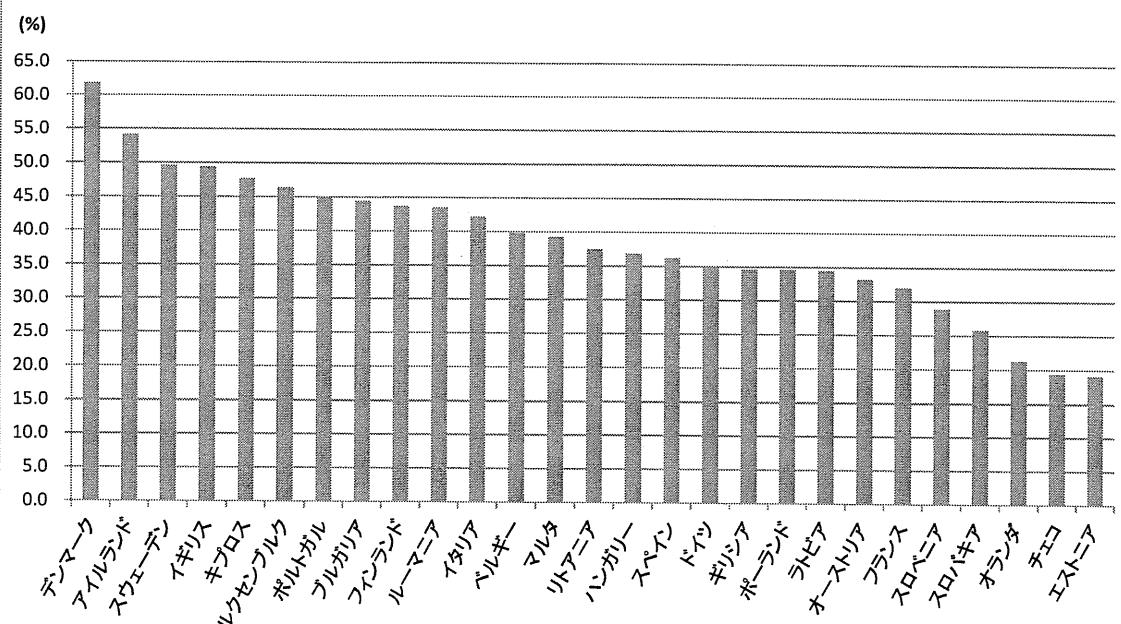
社会保護収入を構成する財源の割合についても、国による大きな違いがみられる。エストニアやチェコでは社会保護収入に占める社会保険料の割合が8割前後である(図2)。これに対して、デンマークやアイルランドでは社会保護収入に占める公費負担の割合が50%を超えており、スウェーデン、イギリス、キプロス及びルクセンブルクでもこの割合が45%を超えていている(図3)。

(図2)社会保険料の割合(2008年)



出典：表2と同じ。

(図3) 公費負担の割合(2008年)



出典：表2と同じ。

ドイツでは、「社会保護のための収入」(以下「社会保護収入」という)に占める各財源の割合は、2008年において、社会保険料が63.1%と最も高く、一般政府負担(公費負担)が35.0%、その他が1.9%となっている(表2)。さらに、事業主により負担される社会保険料及び被保険者により負担される社会保険料が社会保護収入に占める割合は、それぞれ34.9%及び28.2%となっている。これを他のEU加盟国と比べてみると、事業主により負担される社会保険料の割合はEU加盟国の中で中程度であるが、被保険者により負担される社会保険料の割合は相対的に高く、公費負担の割合は相対的に低い。

このような違いは、各国の社会保障制度の違いに由来するものである(Puglia, 2011:10)。社会保護給付を受けるために、北欧諸国などではそれを必要としている住民であることで足るのに対して、保険の考え方立脚した制度となっている国においては保険料の支払いが前提となっている。このように給付を受給するための要件の違いが、財源構成の違いにつながっている。しかし、両者の間の区分は次第に曖昧なものとなってきており、社会保障制度が両者の特性を併せ持つようになってきている。すなわち、従来は社会保険料により賄われていた制度において、その支出の一部が税により賄われるようになり、またそれとは逆に、従来は税により賄われていた制度において、その支出の一部が社会保険料により賄われるようになっている。

2001年と2008年を比較すると、EU加盟国全体では、社会保護収入に占める社会保険料の割合が60.4%から57.5%に低下する一方で、公費負担の割合が35.9%から38.2%に上昇している(表2)。このように、社会保護収入の財源については、社会保険料から公費負担へのシフトがみられる。このような傾向が著しい国としては、ベルギー、マルタ及びルーマニアを挙げることができる。しかし、2001年において社会保護収入に占める公費負担の割合が60%を超えていたデンマーク及びアイルランドでは、公費負担の割合が低下し、社会保険料の割合が上昇している。このような逆方向へのシフトは旧東欧諸国にもみられる。

また、ドイツでは、公費負担の割合が32.4%から35.0%に上昇する一方で、社会保険料の割合は65.4%から63.1%へと低下している。さらに、社会保険料の内訳をみると、事業主により負担される社会保険料では社会保護収入に占める割合が37.8%から34.9%に低下しているのに対して、被保険者により負担される社会保険料ではその割合が27.6%から28.2%に上昇している。つまり、この期間においては、公費負担及び被保険者により負担される社会保険料の割合が高まる一方で、事業主により負担される社会保険料の割合が低下している。社会保護収入の財源が社会保険料から公費負担へとシフトする動きはEU全体でも見られるが、ドイツの場合には社会保険料のなかでも被保険者により負担されるものの割合が上昇していることに特徴がある。

ドイツにおいてこのような財源構成の変化をもたらした要因として考えられるのは、社会保険の財源としての公費負担並びに事業主及び被保険者により負担される社会保険料の構成割合が変化したことである。もう一つの要因として考えられるのは、児童手当や社会扶助など公的主体(連邦、州及び地方自治体)による給付の費用が社会保護支出に占める割合が変化したことである。実際に、ドイツ連邦労働・社会省が発表している社会予算によれば、既存制度の拡充と新たな給付制度の導入により、公的主体の支出による援護・扶助制

度(Förder- und Fürsorgesystem)³のための費用が社会予算に占める割合は、2000年の15.4%から2008年の18.6%へと大きく増加している⁴。

さらに、社会保障財源の構成割合の変化を長期的にみると、1960年代半ば以降においては税から保険料にシフトする傾向がみられたが、1990年代の初めに転換が生じ、それ以降は逆に保険料から税にシフトする傾向がみられる⁵。1980年代の終わりから行われてきた社会保障制度の構造的な改革において、ドイツ企業の国際競争力を維持する観点から社会保険料、なかでも事業主により負担される社会保険料の維持・軽減が重要な政策目標の一つとされてきたことが、このような変化の背景として重要である。

2. ドイツにおける社会保険の財源

社会保険はドイツの社会保障において中心的な役割を担っている。社会保険の支出は社会予算における支出の6割に上っており、財政的にも中心的な地位を占めている。そこで、以下においては、社会保険における財源についてより詳細な検討を行うこととする。

社会保険の仕組みには国による様々な違いがみられる。そのなかで、ドイツの社会保険は、日本と共通する次のような特徴を備えている。すなわち、ドイツの社会保険(以下単に「社会保険」という。)においては、加入義務が設けられ、賦課方式の財政システムが採用され、財政は通常の公的支出に関する財政から独立し、被保険者は保険料を支払うことにより給付請求権が得られる。

社会保険は二つの基本的に異なる類型のシステムが組み合わされた混合的なシステムとなっている。その一つは、保険料の支払いを通じた事前の貢献と一定のリスクが生じた場合に行われる給付との間に密接な関係が存在する「保険システム(Versicherungssystem)」である。もう一つは、給付が事前の貢献にかかわりなく行われる「税・移転システム(Steuer-Transfer-System)」である。

社会保険においては、大部分の支出が被保険者、事業主、賃金代替給付の給付主体(例: 失業保険の保険者である連邦雇用エージェンシー(Bundesagentur für Arbeit))などによって負担される社会保険料収入により賄われているが、社会保険料収入を補完するために国庫補助が併せて行われている。国庫補助の目的は、社会保険の保険者の生じる特定の支出をカバーすることや自らが創設した強制保険に対する国としての責任を果たすことにあるとされる(von Maydell 1998: 130)。

支払った保険料と受けられる給付との関係がどの程度に密接なものであるかは、社会保険の種類によって異なっている。年金保険のように現金給付が中心となっている社会保険では、支払った保険料の額と受けられる給付の額との密接な関係が最も明確に存在している。すなわち、各被保険者が受けられる年金の額は、基本的に、それぞれ者が支払った保険料に応じたものとなっている⁶。

³ 援護・扶助制度には児童手当や社会扶助などの制度が含まれる。

⁴ BMAS (2011: 9)による。

⁵ BMAS (2005: 203)による。

⁶ 具体的には、各暦年において当該被保険者の保険料算定の基礎となった労働報酬の額を全被保険者の平均報酬で割った値を、全被保険者期間について合計することにより、報酬点

これに対して、第一義的には現物給付が行われる社会保険では、保険料を支払うことは給付を受けるための条件となっているが、給付の水準は支払った保険料に応じたものとはなっていない。例えば、医療保険における給付は、医学的に確定され、法律の規定により対象範囲が定められたニーズに応じたものとなっている。また、医療保険における保険料の額は、各被保険者のリスクの状態や選択した給付の水準ではなく、専ら保険料算定対象収入(通常は賃金)の額に応じたものとなっている。

ドイツにおいては、社会保険料の支払いと社会保険の給付との間に密接な関係が存在することが、社会保険料を支払うことへの抵抗感が税に比べて小さい傾向にあることの理由としてあげられている(von Maydell, 1998: 130)。この点は、社会保険料や税の負担を逃れるために闇の経済活動が拡大する傾向にある場合には特に重要な意味を持っている。ただし、社会保険料を支払うことへの人々のポジティブな姿勢は、保険料と給付との関係が重視される場合にのみ維持されるものであり、社会保険が本来対象とすべきリスクとは無関係の使命を負わされる場合には、これを維持することは難しくなると考えられている。

ドイツにおいては、社会保険の導入に関する議論が開始されてから今日に至るまで、その財政の在り方は社会保険を巡る議論の中心的なテーマとなっている。社会保険における財政需要をいかなる財源により満たすべきであるか、すなわち、それを支払うことにより反対給付を受けることができる保険料と反対給付に対する請求権には結びつかない税のいずれによるかは、この議論において取り扱われる最も重要な検討課題の一つとなっている。

現状において、社会保険の財源としての社会保険料と税の構成割合には、社会保険の種類による大きな違いがみられる。すなわち、2010年において社会保険の収入に占める国庫補助の割合は、年金保険(鉱夫年金(Kanppschaftliche Rentenversicherung)を除く)では24.1%、失業保険では21.3%、医療保険では8.9%となっているのに対して(表3)、介護保険では国庫補助は行われていない。

(表3) 年金・医療・失業保険に対する連邦補助の推移

単位: 10億ユーロ

年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
年金保険 (注1)									
収入総額 (a)	215.5	223.9	224.7	224.2	235.9	231.3	237.4	239.3	244.7
連邦補助 (b)	49.3	53.9	54.4	54.8	54.9	55.9	56.4	57.3	59.0
割合 (b/a)	22.9%	24.1%	24.2%	24.4%	23.3%	24.2%	23.8%	23.9%	24.1%
医療保険									
収入総額 (a)	139.7	141.1	144.3	145.7	149.9	156.1	162.5	172.2	175.6
連邦補助 (b) (注2)	0	0	1.0	2.5	4.2	2.5	2.5	7.2	15.7
割合 (b/a)	0.0%	0.0%	0.7%	1.7%	2.8%	1.6%	1.5%	4.2%	8.9%
失業保険 (注3)									
収入総額 (a)	50.9	50.6	50.3	52.7	55.4	42.8	38.3	34.3	37.1
連邦負担 (b)	5.6	6.2	4.2	0.4	0.1	6.5	7.6	7.8	7.9
割合 (b/a)	11.0%	12.3%	8.3%	0.8%	0.2%	15.2%	19.8%	22.7%	21.3%

(注1) 鉱山年金を除く。

(注2) 保険になじまない給付に対する連邦補助 (社会法典第5編第221条) の額。

(注3) 失業保険の保険者である連邦雇用エージェンシーの収入及び連邦の負担額。

出典: 年金保険に関してはDRV (2011), 医療保険に関してはBMG (2011), 失業保険に関しては連邦雇用エージェンシーによる各年の決算結果を基に筆者作成。

数が算定される。例えば、40年間にわたり毎年平均報酬の75%に相当する労働報酬を受け、それに基づく保険料を支払った被保険者の報酬点数は $30.0(0.75 \times 40)$ となる。受給できる年金の額は基本的に報酬点数の値に比例する。

また、財源としての社会保険料と税の組み合わせ方は、同じ種類の社会保険においても時代とともに変化してきた。1889年に創設された障害・老齢保険(Invaliditäts- und Altersversicherung)において、各年金受給者に支払われる年金は一律の基礎額(Sockelbetrag)と保険料額に応じて段階の付けられた金額とから構成されていた。このうち基礎額は税を財源とする国庫補助により賄われた。このことは障害・老齢保険に先立って実施された医療保険や労災保険においては税を財源とする国庫補助が導入されなかつたのとは大きく異なる点である。これによって、年金保険においては、保険料額及びその算定基礎となる賃金額と、受給することができる年金額との関連性が弱められる一方で、被保険者間での所得再分配効果が高められた。このような老齢保障の仕組みは、旧西独においては第二次世界大戦後の1957年に現在の所得比例年金が導入されるまで続いた。それ以降においては、年金保険に対する国庫補助はそれまでのように年金給付の特定部分の費用を負担するためのものではなく、年金財政全体への補助となつた。これに対して、医療保険は長年にわたり保険料のみで運営され、農業疾病金庫(Landwirtschaftliche Krankenkasse)⁷の場合を除いて、つい最近に至るまで医療保険に対する国庫補助は行われてこなかつた。

3. 財源の見直しの必要性と期待される効果

(1) 「誤った財源調達」の考え方

財源についてのるべき姿と現状とを比較することにより、両者の間の乖離を是正するために財源に見直しを加える必要があるのか、あるとすれば、どの程度の変更が必要なのかが明らかになる。このような乖離はドイツにおいて「誤った財源調達(Fehlfinanzierung)」と呼ばれている。「誤った財源調達」が生じる理由は、社会保険において、その目的に照らして本来は税により賄われるべき支出であるにもかかわらず、実際には社会保険料により賄われている支出が存在することにある。

「誤った財源調達」に関する議論の基礎には次のような考え方がある(SVR, 2005: 346)。連帯原則に基づき、リスクとは無関係に保険料を徴収し、高いリスクを有する被保険者と低いリスクを有する被保険者との間の調整を行うことは、社会保険の重要な特徴である。例えば、医療保険においては疾病のリスクが高い(病気がちな)被保険者と疾病のリスクの低い(健康な)被保険者との間で、年金保険においては寿命の長い被保険者と短い被保険者との間での調整が行われている。したがって、高いリスクを有する被保険者と低いリスクを有する被保険者との間の調整に役立たない又は保険の目的に適合しない給付及び再分配は「保険になじまない(versicherungsfremd)」とされる⁸。「保険になじまない給付」と「保険になじまない再分配」を合わせたものが社会保険における「保険になじまない要素(Versicherungsfremdes Element)」とされる。

⁷ 農業疾病金庫には、農業経営者及びその家族従事者並びに農業経営から引退したものが加入している。農業疾病金庫加入者の医療保険加入者全体に占める割合は2011年1月現在で1.2%に過ぎない。

⁸ 「保険になじまない再分配」には、例えば、家族政策的な観点から配偶者や子のいる被保険者の負担を軽減するために家族被保険者の保険料負担を免除することなどが含まれる。

社会保険に存在する「保険になじまない要素」は、本来は社会保険ではなく公的主体が果たすべき一般的な責務に対応したものと考えられる。したがって、それに対応した社会保険の支出は、社会保険料ではなく、公的主体の財政により、つまり税により負担されるべきであるとされる。

被保険者間での所得再分配を行うことは、決して社会保険における連帯原則の本的な構成要素ではなく、社会全体の責務に属するものであるとされている。もし、所得再分配を目的とした支出が労働報酬に賦課される社会保険料で賄われる場合には、次のようなネガティブな結果がもたらされると考えられている(Schmähle, 2009 : 7-9)。

①すべての納税者ではなく、社会保険の被保険者に該当する者だけが、所得再分配のための費用を負担することになる。例えば、官吏(Beamte)は社会保険への加入義務がなく、また、医療保険や介護保険では、被用者であってもその労働報酬が限度額⁹を超える者は、加入義務がなく、この所得再分配には参加しない。さらに、社会保険料は、資産所得などを含む所得全般ではなく、専ら労働報酬にのみ賦課されている。労働報酬のうち保険料算定期度額¹⁰を超える部分には社会保険料が課されない。これらは、所得再分配の基準としての「負担能力」についての一般的に支持される考え方に対する反対である。

②他の事情が一定であるならば、事業主が負担する社会保険料が増加することを通じて賃金コストが増加する。このため、事業主は、コストの増加した労働に替えてより多くの資本を生産のために投入しようとする。この結果として、雇用が減少することにより社会保険料収入が減少し、それを通じて社会保険財政が悪化する。これに対して、給付の削減ではなく、保険料率の引上げが行われれば、そのことがまた賃金コストの増加につながることになり、負のスパイラルに陥る。

③社会保険料の支払いと給付との関連性を弱めることになり、被用者の目には、社会保険料を支払うことへの見返りが少なくなり、社会保険料が税のような性格を強めると映ることになる。このことは保険料負担を伴う労働の供給にネガティブな影響を及ぼす可能性がある。なぜならば、被用者が社会保険料の支払いにより手取賃金が減少することをどのように評価し、それに基づきどのような行動をするのかは、被用者が社会保険料の支払いによりそれにふさわしい給付が受けられると認識するかどうかによって左右されるからである。

(2) 「誤った財源調達」の規模

表4は、「誤った財源調達」の規模に関する代表的な算定結果をまとめたものである。これらの結果によれば、社会保険において「誤った財源調達」を取り除くことができれば、社会保険料率(2003年では42%)¹¹を7~9%ポイント程度引き下げることが可能となる。

⁹ 2011年では、年49,500ユーロ(1ユーロ=100円で換算すると495万円)とされている。

¹⁰ 2011年では、医療保険で年44,550ユーロ、年金保険で年66,000ユーロ(旧東独地域は57,600ユーロとされている)。

¹¹ 内訳は、年金保険が19.5%、医療保険が平均14.3%、失業保険が6.5%、介護保険が1.7%である。

(表4) 「誤った財源調達」の規模

算定者(発表年)	算定基準年	総額(10億ユーロ)	保険料率換算
Schmähel (1994)	1992年	51.1	約10%
Schmähel (2002)	1998年	76.7	最低8%
DIW (2005)	2002年	83.7	9%強
Sesselmeier (2005)	2003年	60.1～89.7	—
SVR (2005)	2003年	65～70	—

出典: Schmähel (2007)を基に筆者作成。

これらの算定において、社会保険において税で賄われるべき支出の具体的な範囲について大きな見解の相違はみられない(Schmähel, 2007: 69)。ただし、年金保険における遺族年金のための支出や旧西独地域から旧東独地域への移転支出のような特定の支出に関しては、それを税で賄うべき支出とするかどうか、また、どの程度を税で賄うべき支出とするかについて意見の対立がある¹²。

これらうち、連邦政府の「経済発展の評価に関する専門家委員会(Sachverständigenrat zur Begutachtung der Gesamtwirtschaftlichen Entwicklung 以下、「専門家委員会」という。)」が2005年に公表した算定結果によれば、社会保険における「保険になじまない要素」係る金額は、2003年で1,300億ユーロ程度に上っている(SRV, 2005: 377)。この金額は、同年における社会保険の給付費支出(4,460億ユーロ)の29%に相当する。一方、連邦による負担は600億ユーロ強であり、その差額の650～700億ユーロ程度が「誤った財源調達」の規模とされている。

この算定結果における「保険になじまない要素」の内訳は表5のとおりであり、分野別では年金保険が最も大きな額を占めている。寿命の長い被保険者と寿命の短い被保険者の間の調整を行うことは社会保険である年金保険の本来的な機能である。したがって、この調整を目的としない給付や年金保険の目的に適合しない給付は「保険になじまない給付」とされる。

¹² 遺族年金については、1986年以降、遺族の収入が一定額を超えない場合に限り支給することとされた。このため、このような所得調査付きの給付を社会保険料で賄うことは「誤った財源調達」になるとの見解がある。これに対して、ドイツ年金保険者連盟は、遺族年金については、その一部(遺族年金に代わる選択肢として夫婦間の年金分割に基づき受給する年金及び遺児年金)に係る支出だけを税により賄うべきであると見解を有している。

ドイツ再統一により、旧西独地域の年金財政と旧東独地域の年金財政の間での財政調整が行われることになり、後者の赤字が前者の負担により補填されることになった。両地域間でのこのような移転支出を税により賄うべきとする見解がある。その一方で、経済情勢や高齢化の進展度の違いにより、ドイツの他の地域間でも移転支出が行われているのであるから、両地域間での移転支出のみを税により賄うべきではないとの見解もある。

(表5) 社会保険における「誤った財源調達」の内訳 (SVRによる算定)

事項	金額(10億ユーロ)
医療保険	45
うち 家族被保険者の給付	25.0
家族被保険者が他の被保険者のために負担すべき保険料	13.7
介護保険	5
うち 家族被保険者の給付	1.2
家族被保険者が他の被保険者のために負担すべき保険料	3.4
失業保険	19
年金保険	60~70
うち VDRの基準による「保険になじまない給付」	57.0
遺族給付	6.8
旧西独地域から旧東独地域への移転支出	[9.2]
「保険になじまない要素」(a)	約130
連邦の負担額(b)	60.4~62.1
「誤った財源調達」の額(a-b)	65~70

出典: SVR(2005)を基に筆者作成。

このような考え方に基づき、具体的には、家族間の負担調整のための給付(例: 児童養育期間に対応する給付¹³、子の養育に対応した寡婦年金への加算)、保険料が納付されていない期間の代替期間¹⁴への算入(例: 兵役期間、抑留期間)、引揚者への年金給付、低額の保険料に係る年金給付の嵩上げ措置などが「保険になじまない給付」とされている。なお、これらは、1995年にドイツ年金保険者連盟(Verband Deutscher Rentenversicherungsträger)が定めた基準による「保険になじまない給付」の範囲と一致する。

専門家委員会では、これらのほかに、遺族年金に代わる選択肢として夫婦間の年金分割に基づき受給する年金及び遺児年金並びに旧西独地域から旧東独地域への移転支出を「保険になじまない給付」に追加している。これにより「保険になじまない給付」の額は570億ユーロから730億ユーロへと増加する。

次に、医療保険における「保険になじまない要素」には、「保険になじまない給付」だけでなく、「保険になじまない再分配」が含まれる。連帯原則に基づき健康上のリスクが高い被保険者と低い被保険者との調整を行うことは社会保険である医療保険の本来的な機能である。医療保険においては、賃金に応じた保険料を徴収することにより賃金の低い被保険者と高い被保険者の間の調整が行われていることも、一般的には連帯原則を体現したものと考えられている。しかし、専門家委員会は、これとは見解を異にし、医療保険において

¹³ 三歳未満の子を養育する期間(児童養育期間)は、子を養育する者が平均報酬に相当する労働報酬を得て就労し、保険料を納付したものとみなされる。

¹⁴ 代替期間として認められることにより、その期間においても一定の保険料が納付されたものとみられる。

も純粋な所得再分配は保険になじまないと立場をとっている。

医療保険において「保険になじまない要素」の太宗を占めているのは、保険料を負担することなしに給付を受けることができる家族被保険者¹⁵に関するものである。2003年において、家族被保険者に対する給付のために要した費用は総額で250億ユーロとなっている。また、仮に健康上のリスクに関する調整だけが行われ、賃金の多寡に関する調整が行われなかつたとすると、健康上のリスクが相対的に低い家族被保険者が他の被保険者グループとの調整のために追加的に負担しなければならない額は137億ユーロである¹⁶。本来は、この両者を合わせた金額が家族被保険者に係る保険料により負担されなければならないが、配偶者や子のいる被保険者の負担を軽減するために実際には家族被保険者に係る保険料は免除されている。このため、両者を合わせた387億ユーロが家族被保険者に関する「保険になじまない要素」とされる。この額に、年金受給者である医療保険の被保険者に対する所得再分配、妊娠・出産に関する給付、一部負担の免除などに関する費用を加えた450億ユーロが医療保険における「保険になじまない要素」の総額となる。

このほかに、失業保険においては、子のいる者に対する失業手当支給割合の割増、被保険者期間及び被保険者の年齢に応じた失業手当の支給期間などが、介護保険では家族被保険者に関する保険料の免除などが「保険になじまない要素」とされている。

(3) 見直しの方法と効果

「誤った財源調達」をなくす、又は減らす方法としては、社会保険から「保険になじまない要素」を削減するか、あるいは、それに係る支出を税によって賄うことが考えられる。後者の場合にもさらに次の二つの方法がある。一つは、これまで社会保険において行われてきた支出を制度的・組織的に切り離し、公的財政による支出に移し替えることである。もう一つは、当該支出は引き続き社会保険において行われるが、そのための費用は社会保険料ではなく、公的財政から社会保険に投入される税により賄うことである¹⁷。

「誤った財源調達」を是正するために社会保険の財源を保険料から税に転換することは、雇用及び所得再分配にどのような影響をもたらすであろうか。この問題を考える際には、常に、社会保険料の引下げだけでなく、それを埋め合わせるための税財源のことを考慮する必要がある。例えば、ドイツについて行われた前述の算定結果によれば、収支中立的に

¹⁵ 家族被保険者となるのは、被保険者の配偶者及び子(家族被保険者の子を含む)であって、その収入が一定以下の者である。

¹⁶ 2003年において一人当たり給付費は、被保険者全体では2,060ユーロであるのに対して、家族被保険者では1,369ユーロとなっている。したがって、健康上のリスクにのみ着目した再分配が行われるとするならば、家族被保険者に関しては一人当たり691ユーロ(2,060ユーロ-1,369ユーロ)を健康上のリスクが高い被保険者のために負担する必要がある。家族被保険者数は約1,980万人であることから、健康上のリスクに関する調整のために家族被保険者が負担しなければならない額は137億ユーロ(691ユーロ×1,980万)となる。

¹⁷ 事業主側は、「誤った財源調達」を是正するためにその財源を社会保険料から税に転換することに対して異議を唱えている(Schmährl, 2009: 10)。その理由の一つは、財源を社会保険料から税に転換しても社会保障に対する全体的な負担が減るわけではないことである。もう一つの理由は、財源を転換することにより、高い社会保険料率やそれによる賃金コストの問題を引き合いに出すことができなくなり、社会保険の支出そのものの削減を促す政治的な圧力が弱まることがある。

社会保険料から税への転換を行う場合には、このような転換は比較的わずかな雇用増加効果しか持たないとの結果が示されている(Schmähle, 2007 : 80)。また、「誤った財源調達」を減少させる、又はなくすことが所得再分配に与える効果については、複雑な推計が必要であり¹⁸、これまでのところ、包括的な実証的分析は行われていない。

このような財源の転換は各保険制度のコンセプトにも影響を及ぼすことになると考えられる。支払った保険料と受けられる給付との関係が密接な年金保険のような制度においては、この転換により保険の考え方方がより強化される。この結果、保険料は給付受給権を得るための対価としての性格を強めることになる。このことは、人々が保険制度を受容し、その財政に貢献しようすることに重要な意味を持つと考えられる。この方向性をさらに追求するならば、保険料の支払いに基づかない給付請求権は認めないとということになる。

実際にも、例えば児童養育期間に対応した年金給付に関しては、このような方向に沿った対応が行われている。3歳未満の子を養育する児童養育期間は、年金給付の算定にあたって、平均報酬に相当する労働報酬を得て就労し、保険料を支払ったものとみなされる。児童養育期間において子を養育する者は保険料を支払うことを要しないが、1999年6月以降は連邦が児童養育期間に対応する保険料を負担している。

4. 実施された財源見直し

ドイツにおいては、従来、社会政策上の目的を有する支出をより多く社会保険財政に振り向けることにより公的財政の負担軽減が図られてきた。その方法の一つは、本来は社会全体の責務に帰する給付をそれに伴う財政的な負担を公的財政が引き受けことなしに社会保険の給付とすることである¹⁹。もう一つは、国庫補助が入っている社会保険(年金保険、失業保険)の支出から国庫補助が全く又はあまり入っていない社会保険(医療保険)の支出へ移し替えることである(Rürup, 2007 : 182)²⁰。

これに対し、近年の改革論議においては、事業主の社会保険料負担を軽減するために、社会保険により多くの税を投入することが求められている。その理由は、事業主の負担する社会保険料の上昇が、賃金コストを増加させることにより、企業の国際競争力を弱め、これを通じて、国内での生産を減少させ、大量の失業が生じている雇用情勢をさらに悪化させることが懸念されることにある。このため、近年においては、社会保険料の増加を抑制し、軽減する観点から、国庫補助の増額及び新たな国庫補助の創設が行われてきている。

¹⁸ この推計を行うに当たっては、社会保険加入義務のある被用者(その収入が保険料算定期度以下の者及び超える者)、様々な自営業者及び無職者(例: 年金受給者)などの多様なグループをそれぞれの所得額及び消費構造に応じて区分して考える必要がある。また、その際にには、どのような種類の税によって保険料の一部を代替するのかが問題となる。例えば、付加価値税によって代替する場合には、社会保険料を負担していない人々は、付加価値税引上げによる負担を負う一方で、社会保険料軽減の恩恵を受けることができない。

¹⁹ このような給付の例としては、戦争犠牲者に対する年金、旧東独年金の金額嵩上げ措置などがあげられる。

²⁰ このような例としては、年金受給者の医療保険のために年金保険者が行う財政的な負担が段階的に削減され、医療保険の負担へと振り向かれてきたことがあげられる。